（名称等）　　　　　　　　　　消防計画

年　　月　　日作成

１　目的

この計画は、消防法第８条第１項及び大規模地震対策特別措置法第８条に基づき、（名称等）　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

２　消防計画の適用範囲

この計画は、（名称等）　　　　　　　　　　に勤務し、出入りし、又は居住する全ての者に適用する。

３　防火管理業務の一部委託（

別表　　防火管理業務の一部委託状況表のとおり。

４　管理権原者及び防火管理者の業務と責務

⑴　管理権原者は、（名称等）　　　　　　　　　　の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

⑵　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つものを防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

⑶　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。

⑷　防火上の不備、自主検査及び消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。なお、不備欠陥の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、改修計画を樹立しなければならない。

⑸　防火管理者は、（氏名等）　　　　　　　　　　　とし、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って次の業務を行うものとする。

　　ア　消防計画の検討及び変更に関すること。

　　イ　消火、通報、避難誘導、防災の訓練の実施及び指導

　　ウ　建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の点検の実施及び監督

　　エ　消防用設備等の点検、整備の実施及び不備欠陥事項の改善促進

　　オ　火気の使用又は取扱いに関する指導監督

　　カ　非常口、避難通路及び避難施設の適正管理

　　キ　防火、防災教育の実施

　　ク　改装等の工事場所における火気使用制限又は立会い

　　ケ　管理権原者に対する防火管理上の助言及び報告

　　コ　その他防火管理上必要な業務

５　消防機関への報告及び連絡

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| ⑴　防火管理者選任  　（解任）届出 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任  したとき | 管理権原者 |
| ⑵　消防計画作成（変  　更）届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を  変更したとき  ア　防火管理者の変更  イ　自衛消防組織の大幅な変更  ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによ  　る消防用設備等の点検・整備、避難施設の  　維持管理及び防火上の構造の維持管理に関  　する事項の変更  エ　防火・防災管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| ⑶　訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
| ⑷　消防用設備等点検結果報告 | に１回（総合点検終了  後の消防用設備等点検結果報告書） | 管理権原者 |
| ⑸　防火対象物定期点検結果報告 | （収容人員300人以上又は特定１階段の建物の場合） | 管理権原者 |
| 年　　　に　　　回 |
| ⑹　その他 | 火災予防条例等に基づく各種届出 | 管理権原者 |

６　予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者等を別表　　に定め、任務分担を指定する。

７　火災予防上の順守事項

　⑴　従業員等が守るべき事項

　　ア　（全職員・全従業員等）　　　　　　　　　　　　は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

　　イ　廊下、階段及び通路に物を置かない。

　　ウ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱及び煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。また、くさび等で開放したままにしておかない。

　　エ　上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

　⑵　火気管理等

　　ア　喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

　　イ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

　　ウ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

　　エ　火気設備器具は、指定された場所で使用する。

　　オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

　　カ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

　⑶　防火管理者への連絡及び承認事項

　　　次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

　　ア　指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

　　イ　各種火気設備器具を新設又は増設するとき

　　ウ　危険物等を使用するとき

　　エ　模様替え等により、避難通路に影響を及ぼすとき

　⑷　放火防止対策

　　ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

　　イ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

　　ウ　建物内外の整理整頓を行う。

　　エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

　　オ　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

８　防火管理者等が守るべき事項

　⑴　工事中の安全対策の樹立

　　　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

　　　また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

　　ア　増築等で建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき

　　イ　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

　　ウ　防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と認めるとき

⑵　催物の開催等、本来の用途と別な用途として使用する場合の安全対策の樹立

　　ア　防火管理者は、催物を開催するときには、安全対策を樹立する。また、使用者に消防計画を熟知させること。

　　イ　使用者等の遵守事項

　　　　使用者は、使用形態に見合った防火管理を徹底すること。特に火気の使用については、事前に防火管理者と協議すること。

　⑶　火気の使用制限

　　　防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

　　ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

　　イ　火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

　　ウ　危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

　　エ　工事等の火気使用の禁止又は制限

　　オ　(職員・従業員・入所者等)　　　　　　　 　　　の喫煙管理（ライター等を含む。）を徹底する。

⑷　災害発生時に混乱を招かないために、収容人員（定員）を適正に管理する。

９　自主検査

　　防火管理者及び火元責任者等は、建物、火気使用設備器具、消防用設備等、危険物施設その他について、別表　　自主検査チェック表により、定期点検を実施するものとする。

10　防火対象物の点検及び消防用設備等の点検

（収容人員300人以上又は特定１階段の建物以外が該当なし　該当する場合は委託業者名等を記載）

　⑴　防火対象物の点検は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　が行う。

　⑵　消防用設備等の点検は、別表　　消防用設備等点検計画表により実施し、その結果は「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとし（１又は３　年）　　　年に１回、その結果を消防長又は消防署長に報告する。

　⑶　防火管理者は、防火対象物に設置されている消防用設備等の点検時に立ち会わなければならない。

11　点検、検査結果の記録及び報告

　　点検及び検査の実施者は、自主検査、防火対象物の点検及び消防用設備等の点検を管理権原者又は防火管理者に報告するとともに、防火対象物維持台帳に保管しておくものとする。

12　自衛消防の組織と任務分担

自衛消防組織の編成（地震注意情報・予知情報(警戒宣言)が発せられた場合の組織、南海トラフ地震が発生した場合の組織を含む。）は、別表　の任務分担により自衛消防組織を編成する。

13　自衛消防活動

　　消火、通報及び避難誘導等の担当（班）は、別表　　に示す基準により、下記を基本に行動する。

　⑴　通報連絡

　　ア　火災が発生したときには、通報連絡担当（班）又は火災を発見した者は、周囲の者に知らせると同時に119番通報を行う。

　　イ　119番通報するとともに、放送設備等を有効に活用し、出火階や出火場所を知らせ、消火及び避難が効率よくできるよう努める。

　　ウ　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

　　エ　管理権原者及び防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者及び防火管理者へ連絡する。

　⑵　初期消火

　　ア　初期消火担当（班）は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

　　イ　初期消火担当（班）は、近くにある消防用設備等を用いて消火する。

　⑶　避難誘導

　　ア　避難経路図は、各階の出入口等に掲示する。

　　イ　避難誘導担当（班）は、避難経路図に基づいて避難誘導する。

　　ウ　避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

　　エ　避難誘導担当（班）は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

⑷　安全防護

　　ア　火災発生地区へ直行し、防火戸、防火シャッターの閉鎖を確認する。

　　イ　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止を行う。

　　ウ　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置を行う。

　　エ　立入禁止区域の設定を行う。

　⑸　応急救護

　　ア　応急救護担当（班）は、負傷者の応急手当を行い、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

　　イ　応急救護担当（班）は、負傷者の氏名及び負傷程度など必要事項を記録する。

　　ウ　倒壊現場付近では、消火器及び水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

　　エ　救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

14　休日及び夜間の防火管理体制（緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　）

　⑴　休日及び夜間の防火管理体制

　　　休日及び夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

　⑵　休日及び夜間における自衛消防活動

　　　休日及び夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

　　ア　通報連絡

　　　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせる。

　　イ　初期消火

　　　　全員が協力して、消防用設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行うこと。

　　ウ　避難誘導

(ｱ)　あらかじめ避難の優先順を想定しておく。

　　　(ｲ)　基本的に避難は出火階、次いで直上階の順で行う。

　　　(ｳ)　事前に自治会等と応援協定等を取り交わしている場合には、応援者に適切な指示ができるようにしておくこと。

　　　(ｴ)　休日及び夜間は、人手不足が予想されるので、備え付けの消防用設備等を有効に活用すること。

　　エ　消防隊への情報提供等

　　　(ｱ)　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

　　　(ｲ)　逃げ遅れがある場合は、最優先の情報であるので速やかに報告すること。

15　地震対策（日常時の地震対策）

　⑴　防火管理者は、（名称等）　　　　　　　　　　　　　における地震対策として、次の事項を行う。

ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ　窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ　危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

　⑵　地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備　蓄　品 | 備　蓄　場　所 | 個　数 |
| 飲料水及び非常食 |  |  |
| 医薬品及び救急セット |  |  |
| 懐中電灯及び携帯ラジオ |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

16　大規模地震対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）発令時）対応措置

　　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたときは、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。

（中止・営業範囲制限・営業時間短縮等）

　⑴　営業は原則として　　　　　　　　　　　　　　　　する。

　⑵　情報の伝達方法

　　ア　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）の発表を知った従業員は地震予知の内容を記録し、自衛消防隊長及び通報連絡担当（班）にその旨を連絡する。

　　イ　自衛消防隊長は、報告を受けた場合や南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）を確認した時は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたことを各担当（地区隊を設けた場合は、本部隊及び各地区隊）に伝達する。

　　ウ　通報連絡担当（班）は、自衛消防隊長の指示のもと非常放送及び拡声器等により南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたことを周知させる。

　⑶　避難誘導等

　　　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたときは、避難誘導担当（班）は自衛消防隊長の指示により速やかに配置につき、一時避難場所である（店外、駐車場等）　　　　　　　　　　　まで、誘導する。その後、必要な場合は、（広域避難場所）　　　　　　　　　　を案内する。

　⑷　地震による被害の防止対策

　　ア　地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とする。

　　イ　被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、ロッカー、ＯＡ機器、物品などの転倒及び落下防止措置を行う。

　　ウ　予測される使用制限に備え、電気（発電機）、ガス（代替燃料）及び水（受水槽の確認、ポリバケツ等の用意）の確保に努める。

17　地震時の活動

　　地震時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

　⑴　情報収集

　　　通報連絡担当（班）は、次のことを行う。

　　ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員に知らせる。

　⑵　避難誘導等

　　　避難誘導担当（班）は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

　　ア　建物内にいる者等に声をかけ落ち着かせ、揺れが収まるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

　　イ　揺れが収まったら一時避難場所（店外・駐車場）　　　　　　　　　　　に避難させ、被害の状況を確認するとともに広域避難場所に誘導する。

　　ウ　避難は、防災機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により行い、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。

　　エ　避難は全員が徒歩とし、原則、車両等は使用しない。

　　オ　避難するときは、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

　⑶　救出、救護

　　ア　救出、救護活動にあたっては、応急救護担当（班）を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して行う。

　　イ　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

18　地震後の安全措置

　　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とし、安全措置として出火防止対策に万全を期すとともに、次の事項を行う。

　⑴　火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

　⑵　地震動終了後、火元責任者は、二次災害を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し異常が認められた場合は応急措置を行う。

　⑶　各設備器具は、安全を確認した後に使用する。

19　防災教育等

　⑴　防火管理者は次により防災教育等を行うものとする。

　　ア　全員に対する教育は、年（１・２）回実施するものとする。

　　イ　新入社員に対する教育は、入社時期に実施するものとする。

　⑵　防災教育の内容は、次によるものとする。

　　ア　消防計画の周知徹底

　　イ　火災予防上の遵守事項

　　ウ　防火管理上の各社員の任務及び責任の周知徹底

　　エ　消防用設備等の取扱いに関する教育

　　オ　その他火災予防上必要な事項

　⑶　地震防災上必要な教育及び広報の実施は、次によるものとする。

　　ア　大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育

　　イ　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）、地震情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修

　　ウ　防災用機械器具等の取扱いに関する教育

　　エ　避難誘導方法の教育

　　オ　火災予防事項の教育及び広報の研修

20　訓練

　⑴　防火管理者は、次表のとおり行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練内容 | 実施時期 | 備　考 |
| 消火訓練 | 月、　　　月 |  |
| 通報訓練 | 月、　　　月 |  |
| 避難訓練 | 月、　　　月 |  |
| その他訓練 | 月、　　　月 |  |
| 総合訓練 | 月、　　　月 |  |
| 休日・夜間の想定訓練 | 月 |  |

　⑵　防災訓練を定期的に行うものとする。

　　ア　自治会等が行う防災訓練に積極的に参加する。

　　イ　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）及び地震情報の伝達訓練の実施

　　ウ　避難訓練の実施

　　エ　火気使用設備器具等の使用制限又は使用停止訓練の実施

　　オ　消防用設備器具等の使用訓練の実施

　　カ　その他必要な訓練の実施

21　訓練実施の通知

　　防火管理者は、自衛消防訓練等を行う場合は「自衛消防訓練通知書」により、あらかじめ所轄の消防署へ届け出をするものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （別表　　　）  日 常 の 火 災 予 防 の 担 当 者 | | | | |
| 防　　火　　管　　理　　者 | | | 役職・氏名 | |
| 火元責任者 | | | 火元責任者 | |
| 担当区域 | 氏　　名 | | 担当区域 | 氏　　名 |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
| 担　当　者　の　任　務 | | | | |
| 防火管理者 | | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者  ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 | | |
| 火元責任者 | | ・担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 | | |

（別表　　）

　　　　　　　　　　自　主　検　査　チ　ェ　ッ　ク　表　　　　　月

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 検　　査　　項　　目 | | | | | |
| 避難通路  等の物品  の有無 | 火気設備  器具の異  常の有無 | 終業後の  火気の  確 認 | 吸い殻の  処理 | 電気器具  の配線の  老朽化等 | その他 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３１ |  |  |  |  |  |  |  |

(備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例)　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修

（別表　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 |  |

消 防 用 設 備 等 点 検 計 画 表

１　防火対象物定期点検（消防法第８条の２の２）

　　点検業者名：

　　点検実施日：　　　　　　　月　　　日

２　消防用設備等定期点検（消防法第17条の３の３）

　　点検業者名：

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等の種類 | | 点　　検　　計　　画 | | | 備　考 |
| 機　器 | 機　器 | 総　合 |
| 消火設備 |  | 月 | 月 | 月 |  |
|  | 月 | 月 | 月 |  |
|  |  |  |  |  |
| 警報設備 |  | 月 | 月 | 月 |  |
|  | 月 | 月 | 月 |  |
|  |  |  |  |  |
| 通報設備 |  | 月 | 月 | 月 |  |
|  | 月 | 月 | 月 |  |
|  |  |  |  |  |

(備考) 消防署への報告時期（点検終了の時期から15日以内とする。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （別表　　）  自衛消防隊の編成と任務 | | | |
| 自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） | | | |
| 自　衛　消　防　隊　の　編　成　（　平　常　時　） | | | |
| 通報連絡担当  　初期消火担当  　避難誘導担当  　安全防護担当  　応急救護担当 | |  | |
| 平常時の任務 | | 警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務 | 南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の組織編成と任務 |
| 通報連絡担当  （情報収集連絡） | 消防機関への通報及び通報した旨の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 | ＴＶ、ラジオ等により情報収集し、顧客、従業員等へ伝達する。 | 地震及び津波の情報収集、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 |
| 初期消火担当  (出火防止) | 出火場所への急行、消火器等による初期消火 | 出火防止担当。火気等の遮断確認、危険物点検、ボンベ・タンクの固定等を行う。 | 他の担当を補助 |
| 避難誘導担当 | 出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去 | 平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。 | 建物内の避難路の確保、避難者の誘導、避難方法と方向の指示、避難経路の掲出、混乱の発生防止 |
| 安全防護担当 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 点検担当。転倒、落下防止措置、非常電源確保ほか、出火防止を行う。 | 他の担当を補助 |
| 応急救護担当 | 応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供 | 応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材、非常持出物品等の確認を行う。 | 他の担当を補助 |

留意事項

自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、消防計画には役職名などを記入します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （別表　　）  自衛消防隊の編成と任務（地区隊を設ける場合） | | | |
| 自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）  　　自衛消防隊副隊長　　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長が不在の場合は、その職務を代行する。） | | | |
| 自　衛　消　防　隊　の　編　成　（　平　常　時　） | | | |
| 本部隊　本部隊長通報連絡班  初期消火班  避難誘導班  安全防護班  応急救護班  　　階　地区隊長通報連絡班  初期消火班  避難誘導班  安全防護班  応急救護班 | | 階　地区隊長通報連絡班  初期消火班  避難誘導班  安全防護班  応急救護班  　　階　地区隊長通報連絡班  初期消火班  避難誘導班  安全防護班  応急救護班 | |
| 平常時の任務 | | 警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務 | 南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の組織編成と任務 |
| 通報連絡班  （情報収集連絡） | 消防機関への通報及び通報した旨の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 | ＴＶ、ラジオ等により情報収集し、顧客、従業員等へ伝達する。 | 地震及び津波の情報収集、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 |
| 初期消火班  (出火防止) | 出火場所への急行、消火器等による初期消火 | 出火防止担当。火気等の遮断確認、危険物点検、ボンベ・タンクの固定等を行う。 | 他の担当を補助 |
| 避難誘導班 | 出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去 | 平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。 | 建物内の避難路の確保、避難者の誘導、避難方法と方向の指示、避難経路の掲出、混乱の発生防止 |
| 安全防護班 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 点検担当。転倒、落下防止措置、非常電源確保ほか、出火防止を行う。 | 他の担当を補助 |
| 応急救護班 | 応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供 | 応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材、非常持出物品等の確認を行う。 | 他の担当を補助 |

留意事項

　１　自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、消防計画には役職名などを記入します。

２　地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。

（別表　　）

　　　　　　　　　　　　　　　防火管理業務の一部委託状況表　　　(　　　　年　月　日現在)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火管理対象物名称 | | | | |  | | | 再受託者の有無 |
| 管理権原者氏名 | | | | | 電話番号 | | | □　無し  □　一部有り  □　全部 |
| 防火管理者氏名 | | | | | 電話番号 | | |
| 受託者の氏名及び住所等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | | | | | | |  | |
| 受託者が再委託する場合記入 | |
| 氏名(名称)  住所(所在地)  電話番号  担当事務所  電話番号 | | | |  | | |  | |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務  □　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管  　　理  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　　□通報連絡　　　□避難誘導  □その他(　　　　　　　　　　　　　)  □　周囲の可燃物の管理  □　その他(　　　　　　　　　　　　　) | | | | □　同左  □　同左  □　同左  　□初期消火  　□通報連絡  　□避難誘導  　□その他(　　　)  □　同左  □　その他(　　　) | |
| 方法 | 常駐場所  常駐人員  委託する防火対象物の範囲  委託する時間帯 | | |  |  | |
| 巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　□通報連絡　□その他(　　　　)  □　その他(　　　　　　　　　　　　) | | | | □　同左  □　同左  　□初期消火  　□通報連絡  □その他(　　　)  □　その他(　　　) | |
| 方法 | 巡回回数  巡回人員  委託する防火対象物の区域  委託する時間帯 | | |  |  | |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　□通報連絡　□その他(　　　)  □　その他(　　　　　　　　　　　) | | | □　同左  □　同左  　□初期消火  　□通報連絡  □その他(　　　)  □その他(　　　　) | |
| 方法 | | 現場確認要員の待機場所  到着所要時間  委託する防火対象物の区域  委託する時間帯 | |  |  | |

（備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に✓を付すること。

避難経路図（作成例）

**１　階**

**（発信機）**

**商 品 倉 庫**

**売　　場**

**（受信機）**

**事 務 室**

**（ポンプ室）**

**消火器　　　屋内消火栓（ポンプ室・ボックス）**

**自動火災報知設備（受信機・発信機）　　避難器具**